



**中国経済と
日本企業
2022年白書**

**中国经济与
日本企业
2022年白皮书**

2022年7月29日

中国日本商会

- 中国各地の日系企業が直面するビジネス環境上の課題を分析し、解決のための方策を中国政府（中央・地方）への建議としてとりまとめたもの。
- 中国日本商会および中国各地の商工会組織の**日系企業（法人会員8,353社）**を対象に意見募集。
- 全**28**章からなり、建議総数は**526件**。中国ビジネスに最前線に取り組む中国日本商会会員企業の約**50**名が執筆。

➤ 全体コンセプト

「公平性の確保(特に予見性・透明性の向上)」

➤ 建議の三要素

1. 公平な競争
2. 対外開放
3. 行政の規制運用・手続

➤ 本年の重点分野

- ①「コロナ規制の緩和(日本との直行便の再開および増便、ビザの迅速な発給・赴任や出張の制約になっている諸手続きの緩和、集中隔離期間の短縮等)」
- ②「カーボンニュートラルに関する協力と要望」
- ③「データの越境・管理に関する問題」

➤ エグゼクティブサマリー

「新型コロナウイルス感染症と日系企業」「カーボンニュートラルと日本企業」に関する建議をまとめて掲載。日系企業の中国における社会貢献事例も紹介。

改善がみられた主な項目

- 昨年の建議のうち、**白書の建議の方向に沿った改善がみられた主な項目**を記載(2022年度白書日本語P14、中国語はP15)。
- 引き続き、各分野で改善の取り組みが行われることを期待。

(2021年版白書、「投資」建議③)

- ・ 「外商投資ネガティブリスト」における制限・禁止条項がさらに減少した。

※2018年版:48項目→2019年版:40項目→2020年版:33項目→2021年版:31項目

(2021年版白書、「税務・会計」建議⑥)

- ・ 個人所得税優遇措置について、2021年末に追加通達が公布され、免税手当の措置が2023年末まで継続適用できることが明確にされた。

(2021年版白書、「医療機器・体外診断用医薬品」建議3.)

- ・ 「医療機器登録与備案管理弁法(2021年第47号)」「体外診断試剤登録与備案管理弁法(2021年第48号)」にて、新登録証が旧登録証の有効期限までに発行された場合、新登録証は旧登録証の期限の翌日から有効とすると明文化され、新登録証と旧登録証の有効期間が明確となった。

(2021年版白書、「化粧品」建議5.)

- ・ 2021年5月1日より実施された「化粧品登録および届出資料管理規定資料規範」において、一般化粧品の製品安全試験における動物試験が免除対象となった。その条件となる「企業所在国(地区)の行政主管部門が発行する生産品質管理システム関連の資格認証」として、日本厚生労働省発行の「化粧品製造業許可証明」が有効な資料として認められた。

➤ 日系企業の多くが中国国内で再投資を実施しているほか、ビジネス以外でも貧困対策や環境保全など多岐に渡る活動を通じて中国社会に貢献している。

- 在中国日系企業(616社、2021年度JETRO調査)のうち、**約5割**の企業が、中国での累積収益額の「ほとんど」もしくは「半分程度」の割合を中国国内での生産や販売の能力拡張のための投資の原資として活用。
- 在中国日系企業(639社、同上)のうち、**約4割**の企業が中国において何らかの社会貢献(CSR)事業を実施していると回答。そのうち、中国での累積収益額に占める社会貢献事業への支出比率が1%を超える企業の割合が10%超に。社会貢献事業の分野別にみると、「慈善」が48.8%と最も多く、続いて「環境」が44.7%を占めたほか、「社会福祉」「教育」「災害対策」「国際交流」が続いた。
- 中国日本商会において、日系企業が具体的にどのような社会貢献活動を行っているか事例を収集したところ、貧困地域に対する支援、環境保全、カーボンニュートラルへの貢献、新型コロナウイルス感染症への対応支援、障がい者等への支援、教育支援、災害支援等、多岐にわたる分野の支援活動を行っていることが明らかとなった

日系企業の中国社会への貢献

➤ 日系企業の主な社会貢献活動。

項目	概要
貧困地域・ 貧困層支援	・ 貧困地域の小学校にランドセルやユニフォームを寄贈。 ・ 貧困地域学生の就学支援。貧困学生向け生活費補助を拠出したほか、教師・学生との交流活動を実施。 ・ 貧困地域小中学校へのIT教育支援。 ・ 貧困地域の学校にエアコンを寄贈。 ・ 図書館の寄贈、書籍、スポーツ用品の寄付。
環境保全	・ 中国全土で空ボトル回収プロジェクトと詰め替え可能製品の利用促進を実施。プラスチックの使用量を大幅に削減。
新型コロナ ウイルス対応 支援	・ 感染エリアと病院に専用保護服や医用消毒アルコールなどの医用用品および空気清浄機や殺菌灯などの健康・殺菌効果付きの品物を寄贈。
障がい者等 支援	・ 児童福利院の孤児・障がい児たちへの支援。 ・ 社員が障がい児の支援施設へ見学に行き、食品および生活用品を寄付。
教育支援	・ 大学生職業指導・体験活動の開催。 ・ 航空教室(パイロット、客室乗務員、整備士、運航スタッフ、貨物スタッフ)を複数回実施。
災害支援	・ 河南省の洪水に際し、寄付や緊急支援物資の購入。 ・ 江蘇省の化学工場で爆発事故が発生した後、現地病院に緊急に必要な医薬品を寄付。

(注) 中国日本商会白書に記載のアンケート結果より一部抜粋

「コロナ規制の緩和

（日本との直行便の再開および増便、ビザの迅速な発給・赴任や出張の制約になっている諸手続きの緩和、集中隔離期間の短縮等）」

- 日本との直行便の早期再開および再開済み路線の増便、ビザの迅速な発給・赴任や出張の制約になっている諸手続きの緩和、集中隔離環境の改善と集中隔離期間の短縮、集中隔離終了後の各都市における追加隔離等の措置の廃止等を要望。
- このほか、多数の新型コロナウイルス感染症に関連した建議を白書のエグゼクティブサマリーに記載。

＜新型コロナウイルス感染症による日系企業への影響＞

- 中国日本商会は5月31日、「新型コロナ対策がビジネスに与える影響調査」(実施期間は5月19～23日、回答数は85社)を発表。記述回答では、「帯同家族の招聘状」「隔離期間の短縮」「北京-日本間の直行便の復便」などが主に課題として挙げられた。
- このほか、強制隔離や国内外から北京到着後の追加隔離など、中央政府や市政府の判断や政策を覆す「社区独自の判断による追加の措置」を懸念する声が多かった。

＜新型コロナウイルス感染症に関する中国日本商会の活動＞

- 中国日本商会は6月17日、日中往来に関する中国政府への要望書を王毅国務委員・外交部長と孔鉉佑駐日中国大使に送付。
- 同要望書には(1)円滑なビザの発給(短期出張ビザを含む招聘状制度の廃止など)、(2)コロナ既感染者に対する2カ月渡航見合わせルールの見直し、(3)北京・上海-日本便をはじめとする直行便の復便、(4)安定的な航空便の運航の確保、(5)出国地都市までの国内移動手段の確保、(6)隔離期間の短縮、(7)社区の判断による追加隔離措置の撤廃、(8)企業・団体役員の往来の簡素化、(9)日本人留学生に対する留学ビザの発給再開、(10)中国人の観光目的の旅行再開、が盛り込まれた。

＜コロナ関連の改善事項＞

- 2022年6月17日に駐日中国大使館が駐在員ならびに帯同家族のビザ申請について招聘状が不要である旨を発表。
- その後、7月1日には短期出張者向けのビザを含むすべてのビザ申請について、招聘状が不要となる旨が発表された。
- また、2022年6月28日には国務院が海外からの入国者に義務付けている隔離期間を14日間から7日間に短縮すると発表。上海、大連、青島、天津、北京などの主要都市も隔離期間の短縮を発表。
- 6月30日には駐日中国大使館が、コロナの既完治者は完治後14日間の健康観察後に中国に渡航できると発表。
- さらに、6月30日にはANAが7月11日から北京から成田への直行便を(片道運航ではあるが)復便すると発表。

＜その他のコロナ関連要望＞

- 中国発日本向けの団体旅行の再開（中国側の認可再開）。
- 中国への入境旅行の再開。
- 日本国籍者に対する15日以内の滞在にかかるビザ免除の早急な再開。
- 新型コロナ感染拡大予防・抑制措置の終了時期の明確化。
- 口頭のみでの伝達や指導は避け、通知のWEB上での公開や公文書による通知を徹底すること。
- 下位の行政主体は上位の行政主体の関連通知を明示することにより相互の通知や指示の矛盾を避けること。
- 社区・街道など末端の規制において、上位の行政主体の規定よりも高い要求をしないこと。
- 外商投資企業の外債枠の再引き上げ
(外商投資企業の業績や資金繰りが新型コロナウイルス前の水準に必ずしも戻っていない中で、外債枠が新型コロナウイルス前の水準に縮小されているため)。
- 輸入冷凍食品の取り扱いに関する通達の徹底と明確化、地方政府間での運用の平準化。
- 国際旅客便の発着枠を貨物便へ転用して活用できるよう昼間時間帯の貨物便運航も含む柔軟な承認。

「カーボンニュートラルに関する協力と要望」

- 中国政府が2030年までのカーボンピークアウトおよび2060年までのカーボンニュートラルを目標として掲げていることを歓迎。
- カーボンニュートラルに貢献する技術に対する政策面での支援やカーボンニュートラルに向けて積極的に協力・貢献する企業に対するメリット付与などを要望。

(例:再生可能エネルギーの使用を拡大する企業に対する税制優遇策、電力制限に対応するための発電機リースや自然エネルギー導入・エネルギー効率向上に向けた高効率設備導入に対する補助金の拡充、CO2削減の実効性が高い先端技術導入に対する政策的サポート)。

- 在中国日系企業はカーボンニュートラル達成へ向けた取り組みを積極的に検討・実施している。
- 取り組みにあたっては費用対効果や収益化、コスト負担等が課題との声も。

- 在中国日系企業(666社、2021年度JETRO調査)のうち、**6割以上**の企業が、脱炭素化(温室効果ガスの排出削減)にすでに取り組んでいるか、今後取り組む予定があると回答。「化学・医薬」、「電気・電子機器部品」、「繊維・衣服」といった業種では、すでに取り組んでいるとの回答が4割を超えている。
- 取り組み内容としては、「**省エネ・省資源化**」が60.8%と最も多く、次いで「**再エネ・新エネ電力の調達**」が35.7%、「**環境に配慮した新製品の開発**」が29.4%となった(複数回答)。
- 具体的な取り組みとしては、「太陽光発電装置の導入」を挙げる回答が目立った一方、「他社の事例を参考にさらなる取り組みの検討が必要」といった回答も。また、非製造業においては、梱包・包装材等を環境に配慮した材料へ変更するなどの取り組みがみられた。
- 他方、脱炭素へ取り組むにあたっては、**費用対効果や収益化、コスト負担等が課題**として挙げる声も複数みられる。

省エネ・環境:

- 停電実施の際の通知の早期化、スケジュールや削減目標の可視化、環境貢献度の高い企業への制限免除や企業生産・経済成長の支障とならない目標設定、需要に合致した安定的な電力供給。
- 再エネの使用を拡大する企業に対する税制優遇。
- 自然エネルギー導入、エネルギー効率向上に向けた高効率設備導入に対する補助金の拡充。

石炭:

- 石炭燃焼ボイラ向け省エネ・CO2削減技術の導入。
- 石炭燃焼ボイラにおける石炭・バイオマス混焼の検討。

電力:

- 電力消費のピークカット／ピークシフトやデマンドレスポンスに取り組む企業に加え、EVの蓄電池の活用も含む新型蓄電設備の導入や自家用再エネ電源の設置などを行う企業に対する、節電目標の軽減、電力供給制限／計画停電からの除外、電力取引価格や税制面での優遇などのメリット付与。
- 電力ユーザーが炭素フリーの電力を使用したことを国外にも証明できるグリーン証書による認証システムの確立

「データの越境・管理に関する問題」

- 2021年9月にデータセキュリティ法が、同年11月には個人情報保護法が施行された。これらデータ関連法令により、データの越境移転などの活動が大きく影響を受けると見込まれることから、その運用や関連細則の制定動向等に関して日系企業の関心が高まっている。
- これらのデータ関連法令に関しては、制定プロセスにおいて、外資系企業を含む関係者の意見を取り入れるとともに、運用等の詳細ルール of 早期制定・公布や運用面での配慮を要望する。また、施行に際しては必要な事前のガイダンスの提供や十分な対応期間の確保および円滑な施行に向けた関係政府部門間での調整・連携を要望。

技術標準・認証:

- クラウドサービスなどのビジネスで外資企業が不当に差別されないよう、データ関連法規制の制度設計や制度の運用における配慮を要望。

自動車:

- 「自動車データセキュリティの管理に関する若干の規定(試行)」等について、対象範囲が膨大であることから対応が困難であり、かつ、同規定の実施細則(意見募集稿)において、同規定を上回る規制が行われていると指摘。
- 同規定および関連規定について、業界の意見を十分に聴取し、適切なリードタイムを設けた上で施行するよう要望。

ソフトウェア:

- 「サイバーセキュリティ審査弁法」「データセキュリティ法」「個人情報保護法」において一部内容がオーバーラップしていると指摘。
- 運用等のルールを定めた詳細規則等の早期制定・公布等を要望。

金融:

- 「データセキュリティ法」と「個人情報保護法」において多くの点で詳細が明らかにされておらず、コンプライアンスおよび法務の観点で判断が困難と指摘。
- 細則の公布有無や時期等の明確化を要望。

1. 公平な競争

秩序ある競争の行われる市場体系の建設のため、公平競争の阻害となっている各種制度の見直し、政府調達や標準の策定等における国内企業と外資企業への公平な待遇、知的財産権制度の一層の改革を要望。

<例>

○政府調達：

- 輸入品と国産品の政府調達市場への平等な参与。
(政府調達法の該当箇所の改訂)
- 政府調達活動における外資系企業と中国企業の平等な取り扱い
(外商投資法、同实施条例、財政部通知([2021]35号)の内容の各行政レベルにおける実施の徹底)
- 「安可」または「信創」にかかわるリストの存在や適用対象製品の範囲、要求内容や基準の明確化。認証された製品の情報公開。

○標準：

- 外商投資企業の標準化活動への平等な参加の徹底。

2. 対外開放

経済のグローバル化に適応するため、製造・サービス業分野での外資参入制限の一層の開放、グローバルスタンダードのさらなる採用を要望。

<例>

以下の分野等において、ネガティブリストおよび他法令における外資参入に関する規制の緩和を要望。

- インターネット音楽配信サービス
- データセンターやクラウドサービス等の付加価値電信サービス
- 外国企業や海外コンテンツの輸入・制作・流通・販売等における規制緩和（アニメのインターネット配信の事前審査規制など）

3.行政の規制運用・手続

法治政府・サービス型政府の建設のため、行政手続の簡素化・迅速化、許認可・認証の大幅な廃止を要望する。併せて、制度の運用・解釈の統一や制度変更の際の十分な準備期間の確保を要望。

<例>

○貿易:

- 自由貿易協定(FTA)を利用する際、FTAの条文と矛盾したり、記載のない要求が行われている事例の改善。また、こうした協定利用に関する問題発生時の各地税関の対応・運用の統一。

○省エネ・環境:

- 省エネ・環境関連の政策・法律・計画における、実施細則等の規制の整備や解釈の明確化、問い合わせ窓口の明確化
- 新たな規制の執行時に、地方ごと、局ごとのGB(国家標準)、DB(地方標準)との統一性を持たせたうえで、既存設備への適用については、企業の能力を考慮しながら猶予期間・経過措置を設けること。

「中国経済と日本企業白書」 を用いた中国政府等との対話

19

- 中央・地方各政府部門(約90機関)に対し、白書を送付する。
- 次のような意見交換に積極的に取り組む。

1. 中央政府主要部門との対話

- ・2021年6月9日 商務部アジア司
- ・2021年10月26日 外交部アジア司

2. 特定政府部門等との対話

特定分野の課題について、関連する政府部門との間で深く意見交換をする。

3. 地方政府との対話

商会幹部が地方政府幹部との会見の場において白書を直接手交し、説明。大使館、領事館、地方の日本人組織と連携し白書を活用して地方政府と意見交換を行う。

(過去の主な実績)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・2021年7月22日 陝西省書記 | ・2021年9月8日 山東省書記 |
| ・2021年9月21日 吉林省書記 | ・2021年11月2日 福建省書記 |

4. 研究機関との対話

シンクタンク、大学等中国政府への建議機能を担う研究機関との間で意見交換を行う。

「中国経済と日本企業白書」 を用いた中国政府等との対話

20

- より円滑な制度の制定および運用に繋げるため、白書をベースに中国行政当局等と業界ごとに対話を実施した主な例。

＜知的財産権＞

- 中国IPGが国家知識産権局等と意見交換を実施。

＜医薬品・医療機器・化粧品＞

- 工業部会第3分科会LSG(ライフサイエンスグループ)が国家衛生健康委員会等と意見交換を実施。

＜鉄鋼＞

- 鉄鋼に係る業界の研究所等に対して白書の内容を説明。
 - * 中国鋼鉄工業協会、冶金工業規画研究院、冶金工業信息標準研究院、冶金工業經濟發展研究中心

- 【「中国経済と日本企業2022年白書」 ウェブサイト】
白書全文（日本語・中国語）をPDFファイルでダウンロード
できます。

<http://www.cjcci.org/list/576.html>

- 【中国日本商会 ウェブサイト】
北京の中国日本商会事務局の連絡先等はこちらをご覧ください。

<http://cjcci.org/Home.aspx>